資料４

成果目標（計画23～25頁）

項目	目標値（R8）	実績 R6	実績 R7	実績 R8	成果目標（案） R11	指標設定の考え方	国の指針
【成果目標１】福祉施設の入所者の地域生活への移行							
（１）入所施設から地域での生活に移行する人数（令和８年度からの累計）	33人	3人	4人		33人	国の指針を踏襲し、令和７年度末施設入所者数（537人）の６％となる33人とした。	令和７年度末施設入所者数の６％以上
（２）入所施設を利用する人の減少数（令和８年度からの累計）	27人	-8人	3人		27人	国の指針を踏襲し、令和７年度末施設入所者数（537人）の５％となる27人削減とした。	令和７年度末の５％以上削減
【成果目標２】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築							
（１）精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数	332日	最終年度のみ測定（令和８年度）	最終年度のみ測定（令和８年度）		R8調査予定	R8調査実施後、国指針の踏襲またはそれ以上の目標値を設定。	平均生活日数:319.3日以上
~~（２）精神病床入院後３か月以内に退院できる人の割合~~	~~79.3%~~	~~78.6%~~	~~75.3%~~				
~~（３）精神病床入院後６か月以内に退院できる人の割合~~	~~86.0%~~	~~85.7%~~	~~85.7%~~				
~~（４）精神病床入院後１年以内に退院できる人の割合~~	~~92.0%~~	~~92.9%~~	~~93.5%~~				
（２）精神病床における１年以上長期入院者数							
65歳未満	186人	177人	152人		R8調査予定	R8調査実施後、国指針の踏襲またはそれ以上の目標値を設定。	令和５年度実績から3.6万人の減少
65歳以上	234人	234人	185人		R8調査予定	R8調査実施後、国指針の踏襲またはそれ以上の目標値を設定。	
（３）精神病床への30日以上の再入院率　New！							
退院後 90日時点	－	－	－	－	R8調査予定	R8調査実施後、国指針の踏襲またはそれ以上の目標値を設定。	精神病床への30日以上の再入院率:退院後90日時点10.3%以下
退院後180日時点	－	－	－	－	R8調査予定	R8調査実施後、国指針の踏襲またはそれ以上の目標値を設定。	精神病床への30日以上の再入院率:退院後180日時点17.4%以下
退院後365日時点	－	－	－	－	R8調査予定	R8調査実施後、国指針の踏襲またはそれ以上の目標値を設定。	精神病床への30日以上の再入院率:退院後365日時点25.7%以下
（４）心のサポーター養成数　New！	－	－	－	－	1,000人	国の目標の人口按分により設定した。	心のサポーター数:令和15年度末までに100万人以上
（５）Ｋ６※という尺度を活用した評価の実施 ※うつ病や不安障害などの精神疾患の可能性がある人を見つけるための調査手法	－	－	－	－	R12年度以降	他自治体と状況共有しながら実施内容・次期等決定。	Ｋ６により住民のこころの状態を把握
【成果目標３】地域生活支援の充実							
（１）地域生活支援拠点等の整備 ※障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域全体で生活を支えるための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成等）を地域の複数の事業所が分担して担う体制（面的整備）	整備	整備済	整備済		整備	国の指針を踏襲し、設定した。本市においては、面的整備により拠点を設置しており、各拠点が連携できる体制の整備を目標とする。	各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
（２）強度行動障がいの状態にある児・者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	整備	R7以降に整備予定	整備検討中		整備	国の指針を踏襲し、設定した。本市においては、人材育成等の面から支援が分断されない体制の整備を目標とする。	・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備:各都道府県（必要に応じて政令市） ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること
【成果目標４】福祉施設から一般就労への移行等							
（１）就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	166人	128人	127人		168人	国の指針を踏襲し、令和６年度実績（128人）の1.31倍以上となる168人とした。	一般就労への移行者数:令和６年度実績の1.31倍以上
（２）就労移行支援事業所を通じて一般就労する人数	111人	88人	101人		101人	国の指針を踏襲し、令和６年度実績（88人）の1.14倍以上となる101人とした。	令和６年度実績×1.14倍以上
（３）就労継続支援Ａ型事業所を通じて一般就労する人数	31人	24人	17人		37人	国の指針を踏襲し、令和６年度実績（24人）の1.52倍以上となる37人とした。	令和６年度実績×1.52倍以上
（４）就労継続支援Ｂ型事業所を通じて一般就労する人数	18人	15人	9人		26人	国の指針を踏襲し、令和６年度実績（15人）の1.67倍以上となる26人とした。	令和６年度実績×1.67倍以上
（５）就労移行率が５割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	67%	62%		50%	国の指針を踏襲し、５割を目標値とした。	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所:就労移行支援事業所の５割以上
（６）就労定着支援事業の利用者数	64人	51人	62人		75人	国の指針を踏襲し、令和６年度末実績（51人）の1.47倍以上となる75人とした。	就労定着支援事業の利用者数:令和６年度末実績の1.47倍以上
（７）就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所の割合	30%	27%	9%		27.3%	国の指針を踏襲し、２割５分以上を目標値とした。	就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合:２割５分以上
（８）就労選択支援事業所の設置　New！	－	－	設置済		設置	国の指針を踏襲し、設定した。	協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置
（９）就労選択支援事業の利用者数　New！	－	－	6人		450人	国の指針を踏襲し、設定した。（国の目標値をもとに静岡市の人口で案分）	令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上

項目	目標値（R8）	実績 R6	実績 R7	実績 R8	成果目標（案） R11	指標設定の考え方	国の指針
【成果目標５】障がい児支援の提供体制の整備等							
~~（１）児童発達支援センターの設置~~	設置	設置済	設置済				
（１）児童発達支援センターにおける４つの中核機能※の確保　New！ ※①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 ②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 ③地域のインクルージョン推進の中核機能 ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能	－	－	－	－	確保	国の指針を踏襲し、設定した。※中核機能加算Ⅱ算定事業所でカウント	４つの中核機能を確保:各市町村又は圏域
~~（２）障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制構築~~	構築	体制構築済	体制構築済				
（２）障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制構築のための協議の場の設置　New!	－	－	－	－	設置	国の指針を踏襲し、設定した。（発達障害者支援地域協議会）	インクルージョン推進のための協議の場の設置:各都道府県・各市町村又は圏域
（３）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保	確保済	確保済		確保	国の指針を踏襲し、設定した。	主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保:各市町村又は圏域
（４）主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの確保	確保	確保済	確保済		確保	国の指針を踏襲し、設定した。	
（５）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置済	確保済		設置	国の指針を踏襲し、設定した。（医療的ケア児等支援協議会）	医療的ケア児等支援に関する協議の場
（６）医療的ケア児等支援コーディネーターの配置数	25名	16名	21名		18名	国の指針を踏まえ、配置人数を目標値として設定した。なお、従来の養成研修修了者数ではなく、より実態に即した配置状況を把握するため、要医療児者支援体制加算を算定する事業所の３ヶ年平均とした。※要医療児者支援体制加算対象者を指し、市が独自に配置する２人を含まない	コーディネーターの配置:各都道府県・各市町村又は圏域
（７）障害児入所施設に入所している児童の移行調整に係る協議の場の設置	設置	設置済	設置済		設置	令和６年にを国の通知や報酬改定の内容を踏まえて、「静岡市入所児童移行等支援会議」のあり方を見直し、年２回の進捗管理を行っていることから、「設置済」としている。	障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置:各都道府県・政令市
（８）障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保　New！	－	－	－		R12年度以降	国の指針では、支援を必要とすることもとその家族が適切な支援を受けられるよう、母子保健、医療、福祉、教育等の関係機関による連携体制の構築を求めている。本市においても、今後示される国の体制整備の手引きを参考に、発達が気になることもから重度の障害のあることもまでを対象とした、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築に向けた検討を進めることとしている。このため、関係機関の連携体制の整備状況を把握する指標として設定した。	障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保:各市町村又は圏域
【成果目標６】相談支援体制の充実・強化等							
（１）基幹相談支援センターの設置	設置	設置済	設置済		設置	国の指針を踏襲し、総合的な相談支援、地域の相談支援体制及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を目標とした。基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化及び協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善に向けた活動指標も設定する。	・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
（２）相談支援体制の地域診断を行った上で、体制の強化を図ることで、のぞまないセルフプラン件数ゼロ New!	－	－	－		R11	国の指針を踏襲し、設定した。（参考：令和７年度セルフプラン件数：者140件（1.9%）、児183件（3.9%）	相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする
【成果目標７】障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築							
（１）サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	構築	体制構築済	体制構築済		構築	国の指針を踏襲し、設定した。庁内等において各種研修内容の情報共有等を適切に行い、サービス等の全体的な質の向上を図る。	各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
（２）障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率　New！	－	－	－		100%	国の指針を踏襲し、設定した。 （参考：令和７年度公表率96.4%、更新率91.2%）	各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度１回）を100%とする